



06吉総第29号
令和6年4月23日

吉野川市監査委員 乾 郁 夫 様
吉野川市監査委員 山 添 純 二 様

吉野川市長 原 井 敬



令和5年度財政的援助団体等監査の結果に係る
指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和6年3月28日付け吉監査第73号で提出のありました件について、地方自治法
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

令和5年度財政的援助団体等監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署等名	指摘事項	措置の内容
<p>特定非営利活動法人美郷宝さがし探検隊（生涯学習課）</p>	<p>美郷ほたる館の管理運営に関する基本協定書では、「管理運営業務の対価として指定管理料を支払う」とされ、管理運営業務の内容は「ほたる館の施設及び設備の維持管理に関する業務等」とされているが、少年スポーツクラブへの寄付金やフラダンスサークル開催イベントのチケット代金に支出するなど管理運営業務に必要なない不適切な支出を行っていた。</p>	<p>地方自治法第244条の2第10項の規定により実地調査を実施し、仕様書及び基本協定書に基づき適正な管理運営業務及び支出を行うよう、厳正に指示を行いました。</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>吉野川市財務規則では、「行政財産の使用許可の範囲及び期間並びに行政財産使用許可の手続」を定めているが、美郷ほたる館に設置している自動販売機について、行政財産目的外使用許可の手続を行っていなかった。</p>	<p>吉野川市財務規則に基づき、行政財産目的外使用許可の手続を行うこととしました。</p>